

平成30年宇治田原町総務建設常任委員会

平成30年2月14日

午前10時開議

議事日程

日程第1 各課所管事項報告

○産業観光課所管

- ・宇治田原町有林管理条例の見直しについて
- ・大福茶園再造成事業について

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	3番	垣内秋弘	委員
副委員長	2番	松本健治	委員
	1番	谷口重和	委員
	5番	浅田晃弘	委員
	7番	山本精	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君
建設事業部長	野田泰生君
企画財政課長	奥谷明君
企画財政課課長補佐	矢野里志君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課課長補佐	富田幸彦君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 村 山 和 弘 君
庶 務 係 長 岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（垣内秋弘） みなさん、おはようございます。本日は、閉会中における総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、委員の皆様にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

1月22日開催いたしました閉会中の委員会におきましては、今年度最終とし、3月議会に向けて開催の必要が生じれば調整するとしておりましたところ、産業観光課より報告の必要な案件が生じたとのことで、本日は各課所管事項報告といたしまして、産業観光課所管の宇治田原町有林管理条例の見直しについて、及び大福茶園再造成事業についてを説明願いたいと思います。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ここで理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） おはようございます。今年の冬は、数年に一度の厳しい寒波が襲来しております。まだまだ寒さが厳しい中ではございますが、皆様方におかれましてはご健勝にてご活躍のことと存じます。委員各位には、平素から町行政の推進に何かとご理解とご尽力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日は、公私ともお忙しいところまたご無理を申し上げ、総務建設常任委員会にご参集いただきましてありがとうございます。垣内委員長、松本副委員長の下、常任委員会を開催いただき、宇治田原町有林管理条例の見直し及び大福茶園再造成事業について報告をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。ただ今の出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

会議は、お手元に配布しております会議日程により進めさせていただきます。また、関係資料を配布しておりますので、あわせてご参照願います。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、各課所管事項報告についてを議題といたします。産業観光課所管の宇治田原町有林管理条例の見直しについて説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） それでは皆さん、改めましておはようございます。

総務建設常任委員会の資料といたしまして、産業観光課所管の宇治田原町有林管理条例の見直しについてをご説明させていただきます。お配りいたしました資料をご覧くださいと思います。

まず、一番目に条例制定の経緯ということで、これにつきましては、昭和31年田原村、宇治田原村合併により宇治田原町になったことを契機に、当時の国有林でありました御林山を町有林として払い下げを受ける議案を議決し、大阪営林局に申請を提出され、昭和32年3月30日に国有林の売却契約が締結されたというところでございます。

町有林となった御林山を円滑に管理運営を計るため、宇治田原町有林管理条例を昭和37年に制定し、町有林管理委員会が設立されたというところでございます。

次に、2番目の見直しの背景ということでございます。近年においては、森林の役割として国土の保全、水源涵養及び保健・レクリエーション等の公益的機能の充実への期待が高まるなど、条例制定時からは森林を取り巻く環境、求められる役割が大きく変わってきております。

また、昨年、平成29年5月、町議会の方から審議会等への議員参画見直しについてにより、委員就任自粛依頼を受けているところでございます。

3番目の見直しの内容としたしましては、森林を取り巻く環境に柔軟に対応し、かつ公益的機能に更なる充実を推進するため、幅広くかつ多角的な視点から町有林の管理経営が行える組織の構成へと改めたいと考えております。併せて、町議会からの議員参画の見直し依頼の趣旨を鑑み、議員の委員委嘱を取りやめ、また現地視察に係る規定に関し、改変した組織構成の目的に即した条文に改めたいと考えております。

下の表に、現行と見直し後という形で書かせていただいております。現行といたしましては、町議会より議長、副議長及び常任委員会委員長2名ということで、合計4名、現行でいただいております。それと、森林管理経営に専門的な知識を有する者といたしまして、森林組合長、生産森林組合連絡協議会長、山の活用を考える会会長ということで現行はそうさせていただいております。見直し後といたしましては、森林管理経営に専門的知識を有する者として5名を予定しております。ここに書かせていただきました、上から3名は従前から入っていただいております、その下に森林組合事務局員ということと、京都府山城広域振興局森創り推進室職員という形でお願いさせていただいてはどうかと考えております。

次に、現地視察でございます。旧の条例の中では、委員は年間少なくとも1回以上町

有林を視察し、必要事項を町長に具申すると記載されています。これを改めまして、委員会は必要に応じて町有林を視察するというように改めさせていただきたいと考えております。

次に、4番目の今後の予定といたしまして、平成30年第1回3月町議会定例会に条例改正案を上程させていただき、平成30年4月1日より施行をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

2枚目に参考資料として、現行の条例分を付けさせていただいておりますので、この下線を引いたところを改正させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願ひます。谷口委員。

○委員（谷口重和） 別にこれで納得してますけれども、別にいうことはないんですけども。これ、現行から見直し後、5名で組織する。これもこれでいいと思ひます。ただ、この視察、現地視察ですね。視察のあつた現状、何か変化があれば議会に報告してもらいたい。それと、これ、話はまた変わりますけれども、この町有林、これが今現在、町有財産ですけれども、これが維持管理の面で、今、町として重荷になっていないか。この点、副町長どない思われますか。維持管理に関して。もしなんやったら、野田部長。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 確かに副議長ご意見のとおり、維持管理につきましては毎年保全のための間伐等実施しております。ですが、今後につきましては、今資料の方に書かせていただいておりますけれども、今後はその山が持つべき役割と申ひますか、そちらの方ですね。水源涵養としては大きな役割を持っておりますので、これは間伐等必要と考えております。併せまして、保健・レクリエーション等ということの、近年求められている役割を、今後もどのように活用していくかということは、これからの新たな委員会での検討事項として考えておりますけれども、その辺の活用をしていく事によりまして、日頃の維持が必要という認識の下に、今後も継続していきたくは考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 分かりました。1点だけ、私にもこれ、町有林、桜の樹植えたらどうのこうのとかね、一般質問でも馬鹿げた話ししましたけども、それもしかり。というのは、今現在、針葉樹林がほとんどで、水もそらええの出るかもしれませんけどね、や

やはり活かそうと思ったら、やはり府の条件よりももうちょっといい条件を持っていくように。それはやはり積極的に考えていった方がいいと思います。でないと、今現在、あそこで維持管理していったって、あの町有林の財産が将来に亘ってどのように生きてくるのか。今現在ある杉檜木のあの樹を、仮に出して製品化して、利益が出るのか出ないのか。観光面でも、今、ある企業は協賛してくれて、いろんな事業も一部分的にはやっているのも見えますけど、もっと利用すべきことはできると思います。そういうところもよく考えて、その委員会でもそういうこともやっぱり質疑応答してもらったらいいいと思います。私の意見として聞いてください。以上で終わります。

○委員長（垣内秋弘） 他に質疑のある方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これは終了いたしまして、続きまして大福茶園再造成事業について説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 大福集団茶園再造成事業についてご説明を申し上げます。

これに関しましては、事業の目的、大福集団茶園は茶園造成後、50年が経過しており、茶樹の老齢化、減収に加えて茶園の傾斜度が20度前後の急傾斜地で作業効率が悪く、労働生産性の低い茶園であるため、再造成事業により生産性を向上させるとともに、茶どころ宇治田原としての更なる宇治茶の生産進行を図るため、平成27年度から取り組んでおります。2番目の事業の概要といたしましては、これは当初の事業計画を記載させていただいております。事業主体京都府、事業地といたしましては宇治田原町湯屋谷小字指柳地区、事業面積といたしましては13.2ヘクタール、事業期間といたしましては平成27年から31年度が当初計画でございます。内容といたしましては、27年度に実施計画、28年度に防災工事、29年から30年度に造成工事、平成31年度には附帯工事、換地業務ということでございます。総事業費、5億6750万円、負担割合といたしましては、国55%、府27.5%、町2.5%、受益者15%というところでございます。事業期間の見直しというところで、当初計画では、今年度から京都府において、造成工事を実施する予定であったが、事業地内に工事着手までに町が整理すべき土地があり、関係者と協議を進めているところですが時間を要しており、今年度内の工事発注が見込めない状況となり、事業完了予定を1年遅れの平成32年度に見直すものでございます。再造成後の入植者に対しましては、経過を説明し今後の予定について、現在、協議を行っているところでございます。4番目の今後の予定といたしましては、平成32年度は確実に完了するよう、早期に関係者協議を進め、平成

30年度から造成事業に着手すべく京都府と調整しております。なお、今年度事業執行が見込めなくなったため、当該事業に係る今年度予算について、3月議会において予算を減額する予定でございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 具体的にあれなんですけれど、1年ずつ遅れていくということなんですけれど、入植予定者に対しましては今からしていくというようなことなんですけど、代表者の方に話をしたりとかそういうことはしておりますか。

○産業観光課長（木原浩一） はい。現にもう入植される方につきましては、説明をさせていただきます。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 地元ということなんで、入植者の方が、地元の方が全員でございますので、色々、どういうんですかね、年齢も若くないし、早くやってほしいというようなことは聞いておりますので。この1年遅れになりますけども、しっかりとその他の、防災においてもいろんな不備が起こらないように、しっかりとした取り組みなど、京都府に対して要望していただいて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。以上、要望で終わります。

○委員長（垣内秋弘） 他にございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 諸々いろいろありますけれども、ちょっと聞きたいことだけ聞きます。この遅れるということで、遅れて工期の期間は通常通りで行けますか。短縮はありませんか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご説明させていただいたとおり、1年遅れるということでございます。できるだけ早く進めるように、京都府ともまた協議調整をしてまいりたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） というのは、郷之口の集団茶園。あの工事で、あれだけの、私に言わせると、余裕を持って工事をやって、できた時点でみなさん、入植者が一生懸命茶を植えて、さあ2年経って、3年経って、ぼつぼつ枯れてくるところとか、色々歯抜けもできてきた。一生懸命、工事業者は慌ててそらそれ一生懸命やります。でもね、また今後、あのような形になるような可能性もゼロではない。やはりきっちり時間を持って工

事をやって、入植者の人が植栽やって、きちっといい茶が採れるような形に持っていくのが、これ、彼らにとってもそれが一番大事で、慌ててやってもしも後でそんな欠陥出るようなことではそれは大変なことやから。やはる人の、入植者の人の一番大事やから。それはちょっとでも早よやって、早よ仕上げて、それは分かりますけどね。それを言うておきたい。そのためにどういうふうな対応執られるか、それだけちょっと答弁ください。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課（木原浩一） 委員ご指摘のように、西ノ山集団茶園、あそこで経験を踏んだことを踏まえて、こちらの大福茶園の再造成につきましても、いろんな手法を考慮して進めてまいりたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） これはお願いとしてしか言いようがないんですけれども、前例が前例やから、あれが無いように頑張る。それは当たり前の話です。それが100%、私が言うようにやっていただきたい。こんなん後で、「いやー、ここだけはこんなことやった」、「ここは実はこうでしてん」とか、言い訳の無いように。そんなもん、もちろん彼らも命がけでやることやから、やはりそこまで持っていく間の過程で、もちろん今は前回よりも入植者の人も6人ですか、やはり工事のスタートから現場も見て、指摘して、ここはこうしてほしい、ああしてほしい、ここは自分らはこうしてほしいからとか、それは意見出してもらって。ただ漠然と任してしもて、ああできた、さあどうぞ、というような形では、また二の舞踏むからね。それも行政の方から、当局から積極的に、今こうやから現場見てくれと、それはリードしてほしいと思います。これだけはお願ひしておきたい。以上で終わります。

○委員長（垣内秋弘） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、産業観光課所管事項報告の質疑を終了いたします。

これで日程第1、各課所管事項報告についてを終了いたします。

次に日程第2、その他を議題といたします。委員から何かございましたら挙手願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 当局の方から何かございませんか。野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） それでは最後に、一点ご報告をさせていただきたいと思っております。今年度、お茶の京都博ということで1年間、春から京都府と関係市町で取り組んでいるところがございますけれども、本町が3月4日に実施を予定しております全国茶香服大会の参加者の方の締め切りが、9日消印有効で集計の方終わりましたのでご報告させていただきます。応募による申し込みの方が、定員160名に対しまして現在154名様のお応募を一般でいただいております。あとこれに併せまして、特別枠といえますか別枠といたしまして、来賓の部といたしまして24名の来賓の方に参加を願いたいと今考えております。あと、それともう一つ、DMOの観光ツアーとして企画をいただいております、そちらの方で15席を確保したいと考えております。ですので、その他の部が39名となりますので、154名の一般公募と別枠の分といたしまして39名になりましたので、合計といたしまして193名の現在参加の申し込みがありましたので、今後におきましては、宇治田原町お茶の京都実行委員会、こちらの方の企画運営委員会におきまして、抽選の方を行っていただきまして、最終的には160名の参加でやりたいと考えております。概略内訳の方ですけれども、応募の方ですね、一般で応募の方ありました154名の内訳を簡単に申し上げますと、府外の方で30名、京都府内で79名、後、町内の方で45名ということで、合計154名の応募をいただいているような状況でございますので、最後にちょっとご報告の方させていただきます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 今の茶香服に関して何か質問等がございましたら、先ず整理したいと思います。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 特に結構なことやなと思うんですが。府外の関係で30名ですが、その分布というのはどのようになっていますか。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） それではご報告させていただきます。30名の内訳ですけれども、大阪府で15名、奈良県で6名、東京都で4名、兵庫県で3名、滋賀県で1名、三重県で1名、以上で30名となります。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 結構です。

○委員長（垣内秋弘） よろしいですか。他にこの件に関してございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、

○委員長（垣内秋弘） それでは事務局の方向か、よろしいですか。特にないようでございますので、日程第2、その他について終了いたします。

本日は産業観光課より、所管事項の報告を受けたところでございますが、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう強く求めておきます。

今年度も残すところ1ヵ月半となりました。事業の執行に当たっては、年度内完了に向け、最善の努力を重ねて要望しておきます。以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会といたします。大変ご苦勞様でございました。

閉 会 午前10時27分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 垣 内 秋 弘